

京都市崇仁北部第四住宅地区改良事業用地  
時間貸駐車場使用事業者募集における  
質問書への回答

質問1 仕様書「3 使用期間」について

「また、現在事業中の住宅地区改良事業及び土地区画整理事業の進捗状況により、使用期間（最大5年間）が短くなることがあります。」と記載がありますが、現在最短で何年ぐらいという目途はありますか。また、「1年更新することができる。」とありますが、事業等の影響による年度途中での終了はありますか。

回答 現在のところ、最大5年間の使用期間を見込んでいます。

また、基本的に年度途中で使用期間を終了することはありません。事業の進捗状況により、年度途中で使用期間を終了する場合は、更新手続きの際に使用者へ通知します。その場合、使用期間は月単位とし、使用される月数に応じて、年間使用料を月割りで計算した使用料を負担していただきます。

質問2 仕様書「10 原状回復（1）」について

「本市が指定する期日までに使用物件を原状回復して返還しなければなりません」と記載がありますが、「6 使用条件等（1）」において貴市が整備された設置物等の撤去についても、使用者において行わなければならないのでしょうか。

回答 原状回復していただくのは、使用者で整備された部分のみです。ただし、本市が整備を行った部分を使用者が改変して使用した場合には、改変前の状態へ原状回復をしていただきます。

質問3 料金看板・満空灯について

現状の設置位置及びそれ以外の位置に設置可能か。

回答 現在の設置位置への看板等の設置は可能です。それ以外の位置への設置については、事前に本市と協議を行い、承認を受けてください。設置される看板等は、京都市屋外広告物等に関する条例の規定に適合したものを設置してください。

なお、今回の公募物件の敷地以外の場所に看板等を設置する場合は、京都市道路占用料条例等に基づく使用料を別途納付していただく必要があります。

質問4 精算機について

敷地ごとに分けて設置可能か。

回答 精算機を分けて敷地ごとに設置していただくことは可能です。ただし、精算機を分けることにより、現行の区画数等を変更する場合は、事前に本市と協議を行い、承認を受けてください。

質問5 駐車場内のレイアウト・照明器具について

現状のレイアウトより変更しても問題ないか。

照明器具の設置位置や種類（LEDなど）指定はあるか。

回答 駐車場内のレイアウトを変更することは可能ですが、現行の区画数等を変更する場合は、事前に本市と協議を行い、承認を受けてください。

照明器具について、設置位置や種類の指定はありません。ただし、設置にあたっては、安全に駐車場を維持管理できる点に配慮してください。

なお、本市も当該使用物件の周囲に防犯灯を設置しています。

質問6 契約満了時の撤去について

原状回復ではなく、モルタル補修で良いか。

回答 路面に設置している設備機器の撤去跡については、モルタル補修で問題ありません。その他の部分は、使用前の状態に原状回復してください。